

## 「確認申請カード」の電子化について

大阪市では、建築確認を申請する際に提出していただいております、「確認申請カード」（建築物用、昇降機用、工作物用）につきまして、市民の皆様からの問い合わせや違反建築物の防止等の対応に対し、正確かつ迅速に処理することを目的として、これまでの「手書き」申請カードから「CD等の電子媒体」に変更させていただくこととしております。

つきましては、変更内容について下記のとおり進めてまいりますので、何卒、皆様方のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

○ 平成19年2月5日（月）の確認申請受付分より実施いたします。

＜ただし、平成19年2月16日（金）までは移行期間として「手書き」による受付も可能です。＞

○ 確認申請カードの様式のダウンロード及び所定事項の入力方法

- ①（大阪市ホームページ）⇒（各局、各区のページ）⇒（住宅局）⇒（建築指導）  
⇒（確認申請書等様式）⇒（確認申請カードの様式）をダウンロードしてください。
- ②確認申請カードの様式に所定事項を入力し、「CD等の電子媒体」に記録してください。
- ③記録するには、各物件ごとに異なるファイル名を付けてください。
- ④所定事項の入力の後、プリントアウトしてください。また、「プリントアウトした申請カード」の左上欄外にそのファイル名を記入してください。

○ 確認申請に際しての「CD等の電子媒体」の手続き

- ・ 大規模建築物事前協議済等の調査報告書を確認申請に先立って大阪市に提出していただく際に、「CD等の電子媒体」及び「プリントアウトした申請カード」を持参していただき、確認申請仮番号を受けてください。
- ・ 確認申請に際しましては、指定確認検査機関又は大阪市に「CD等の電子媒体」と「プリントアウトした申請カード」を提出してください。なお、「CD等の電子媒体」は指定確認検査機関又は大阪市がその内容を電子的に記録したうえでご返却いたします。

○ その他

- ・ 「CD等の電子媒体」とは、CD-R、CD-RW、FDをいいます。
- ・ 大阪市のホームページからは平成19年1月16日（火）よりダウンロードできます。